

(2) 第2小委員会の協議事項に係る承認議案

会議名 第3回静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会
開催日 平成21年6月17日
議案 第1号議案

協議項目(ア) 部会の種類

内容：部会編成は、次の通りとする。

合併前の静岡商工会議所の10部会、清水商工会議所の12部会を、日本標準産業分類を基本に、次の11部会に分類する。

建設部会	港湾・交通運輸部会
卸商業部会	情報文化部会
小売商業部会	金融部会
製造業部会	専門サービス部会
木漆部会	生活関連サービス部会
観光・飲食部会	

なお、部会に地区別、業種別等の分科会を設置できることとする。

また、会員はその営んでいる主要な事業に関連する場合は、2つ以上の部会に所属して意見を述べ、又は表決に加わることができることとする。

協議項目(イ) 委員会及び審査会の編成

内容：委員会及び審査会の編成は、次の通りとする。

1. 委員会の編成

合併前の静岡商工会議所の5委員会、清水商工会議所の6委員会の全ての調査研究事項を引き継ぐ形で、次の7委員会に編成する。

総合政策委員会
総務委員会
会員サービス委員会
中小企業対策委員会
地域活性化委員会
中部横断自動車道建設促進委員会
静岡市清水産業・情報プラザ運営委員会

2. 審査会の編成

合併前は、静岡商工会議所に「小規模事業者経営改善資金審査会」、清水商工会議所に「小規模事業者経営改善資金審査会」「退職金共済審査会」があった。合併後は、目的が同じである「小規模事業者経営改善資金審査会」を統合、2審査会を編成し、事業を遂行する。

①小規模事業者経営改善資金審査会

小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の推薦にかかる審査を行う。

マル経資金の融資推薦依頼案件について、マル経資金融資制度による融資に適するか否か、および推薦金額を審査し、推薦可否の決定を行う。

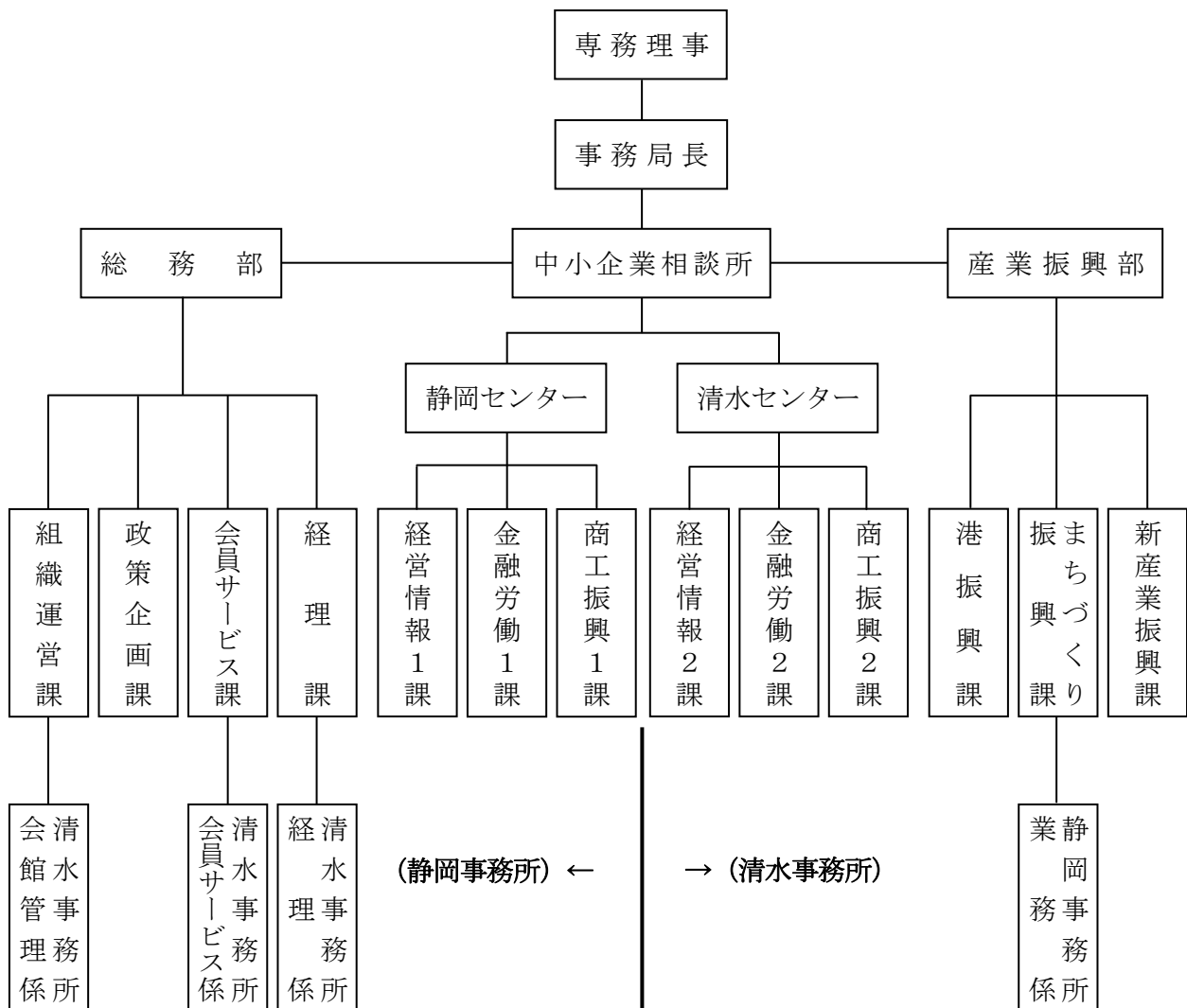
②退職金共済審査会

商工会議所が実施する「従業員退職金共済」において、契約の解除、退職金の減額等について審査を行う。

協議項目（ウ）組織・機構並びに職員の身分及び配置

内 容：新商工会議所の組織、部課別主要業務、身分及び配置は次の通りとする。

1. 新商工会議所組織（課名等は仮称）



※部及び課等の名称については仮称とし、変更もありうる

※中小企業相談所は、2センター制を原則とする。

※従前の受付（窓口）体制は、それぞれの事務所において維持する。

※各種受託団体等は、従来の形を尊重し、それぞれの事務所において実施する。

2. 新商工会議所部課別主要業務等

(※課名等は仮称)

部	センター	課	係	主要業務
総務部		組織運営課		庶務・人事、役員・議員関係、常議員会・議員総会運営、会員・特商管理、会費・特商請求、静岡事務所会館管理、貸会議室、備品・消耗品管理
			清水事務所 会館管理係	清水事務所会館管理、備品・消耗品管理
		政策企画課		事業企画・立案、所内システム管理、情報化推進、委員会・部会統括、広報、会報発行、記者懇運営、HP更新
		会員サービス課		会員増強、会員サービス事業、共済制度、検定
			清水事務所 会員サービス係	会員サービス課（清水事務所）の庶務・業務
		経理課		経理統括（会議所及び団体の財務・経理）、静岡事務所の経理
清水事務所 経理係	清水事務所の経理			
中小企業相談所	静岡センター	経営情報1課		経営相談（経営、税務、情報化、創業、経営革新等）、施策普及、各団体運営
		金融労働1課		経営相談（金融、労働）、マル経、労働保険、倒産防止・小規模共済、経安
		商工振興1課		商工業振興、商店街振興、地場産業振興
	清水センター	経営情報2課		経営相談（経営、税務、情報化、創業、経営革新等）、施策普及、各団体運営
		金融労働2課		経営相談（金融、労働）、マル経、労働保険、倒産防止・小規模共済、経安
		商工振興2課		商工業振興、商店街振興、地場産業振興、各団体運営
産業振興部		港振興課		国際化、港湾・貿易振興、原産地証明他、関連団体運営
		まちづくり振興課		観光振興、地域開発関連、イベント推進・まちづくり支援、産業振興部の庶務、各団体運営
			静岡事務所 業務係	産業振興部（静岡事務所）の庶務・業務、ジョブカードセンター事業
新産業振興課		清水産業・情報プラザ指定管理業務全般、新産業振興、新技術・新事業振興、関連団体運営		

3. 職員の身分について

退職を希望する職員を除き、両商工会議所の職員は全て、新商工会議所の職員として引き継ぐものとする。

任免及び勤務条件並びに給与等については、人事・給与管理の適正化の観点から十分な調整を行う。

協議項目（エ）定款及び諸規則並びに諸規定の取扱い

内 容：定款及び諸規則並びに諸規程・内規についての作成方針は、次の通りとする。

1. 各種規約、規則、規程、内規については「商工会議所規程準則集」に則って作成する。
2. 定款及び諸規則並びに諸規程については、各協議項目の調整案に基づき統一を図り、新商工会議所における事務事業の執行に支障をきたさぬよう、整備を図るものとする。
3. 一方の商工会議所にしかない諸規則並びに諸規程については、原則として諸規則等がある商工会議所の例を参考にし、新たに作成するものとする。
4. 内規についても、事業と密接に関わっている部分が多いため、発足時にスムーズに事業が進むよう一元化事務局で刷りあわせのうえ策定する。

協議項目（オ）青年部・女性会の取扱い

内 容：青年部、女性会については、組織的拡大と充実を図りつつ、平成22年4月1日までに統合を行い、新商工会議所の組織・機構に位置づける。

協議項目（カ）内部所管団体の取扱い

内 容：内部所管団体の取扱いの方針については、同じ目的を持つ団体は、統合し事務の合理化等を図り、目的が異なる団体は、原則今まで通り運営するものとする。

協議項目（キ）外部所管団体の取扱い

内 容：外部所管団体の取扱いの方針については、同じ目的を持つ団体は、統合し事務の合理化等を図り、目的が異なる団体は、原則今まで通り運営するものとする。

協議項目（ク）会議及び講演会等の運営方法

内 容：会議及び講演会等の運営方法は、次の通りとする。

1. 議員総会の運営方針
 - (1) 開催は、6月と3月の年2回とする。ただし、会頭が必要と認めた時は臨時議員総会を何時でも開催することができる。
 - (2) 開催会場は、当面の間、現在の静岡商工会議所と清水商工会議所で交互に開催する。
2. 常議員会の運営方針
 - (1) 常議員会は、年10回程度開催し、議員懇談会は必要に応じて開催するものとする。
 - (2) 開催会場は、当面の間、現在の静岡商工会議所と清水商工会議所で交互に開催する。
議員総会に上程を諮るための常議員会は、議員総会の7日より前に開催するものとする。
3. 講演会の運営方針
講演会については、新会議所の会員全員の利便性やサービスを考慮して、開催地区に偏りがないようにする。

協議項目（ケ）慣行等の取扱い

内 容：慣行等の取扱いは、次の通りとする。

1. 議員の定年制

議員に立候補し、または推薦される者は満75歳以下（就任年度11月1日現在）とする。
ただし、平成25年11月1日から運用するものとする。

2. 名誉称号

「名誉会頭」を設け、新商工会議所の諸規則により定めるものとする。

3. 顧問・相談役・参与

「相談役・顧問」及び「参与」を設け、新商工会議所の定款により定めるものとする。

4. 姉妹提携会議所

清水商工会議所では、室蘭商工会議所、上越商工会議所と姉妹提携会議所、また、佐久商工会議所と友好提携会議所として提携している。新会議所移行後も、引き続き提携関係を維持する。

協議項目（コ）各種事務事業の調整及び実施体制

内 容：静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会の決定に基づき、静岡・清水新商工会議所移行準備会を設置し、新商工会議所への移行がスムーズに進むよう具体化すべき事務作業を行う。移行準備会の実施体制は、次の通りとする。

< 静岡・清水新商工会議所移行準備会 >

1. 組織

移行準備会は、両商工会議所の職員で組織する。

2. 事務局の設置

- ・移行準備会に事務一元化事務局を設置する。
- ・事務局には、両商工会議所から専従職員を常駐させる。

協議項目（サ）新商工会議所移行準備会要領

内 容：「静岡・清水新商工会議所移行準備会要領（案）」を次の通り定める。

（趣旨）

第1条 この要領は静岡商工会議所と清水商工会議所（以下「両会議所」という。）が合併することにより誕生する新商工会議所の事務・事業の適正化とスムーズな執行を図るため、両会議所合併前に設置する静岡・清水新商工会議所移行準備会（以下「準備会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 準備会は、新商工会議所移行に伴う具体化すべき事務を行う。

（組織及び事務分担）

第3条 準備会に、専任の職員による事務一元化事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 準備会は、別表1に定める移行準備を行うものとする。
- 3 事務局の専任職員は、両会議所の職員の中から任免する。
- 4 事務局職員の任免は、両会議所の会頭及び専務理事の承認を得て両会議所の事務局長がこれを行う。
- 5 事務局に事務局長を置く。
- 6 事務局長の任免は、両会議所の専務理事の協議によりこれを行う。

(報告)

第4条 事務局は準備会の事務の経過及び結果について両会議所の専務理事に報告するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、準備会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成21年6月17日から施行する。

別表1

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 合併協議に基づく準備事項（事務一元化事務）の具体化作業。・ 設立委員会準備作業。・ 合併認可書類の作成及び登記手続き書類の作成。・ 合併手続き諸準備作業。 |
|--|